

株式会社日本セレモニーに対する勧告等について

平成28年6月14日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社日本セレモニー（以下「日本セレモニー」という。）に対し調査を行ってきたところ、同社が自ら又は子会社5社を通じて、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第6号（購入・利用強制の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことが認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき同社に対し勧告を行うとともに、同社の子会社5社に対し指導を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	1250001006136
名称	株式会社日本セレモニー
本店所在地	山口県下関市王喜本町六丁目4番50号
代表者	代表取締役 神田 輝
事業の概要	冠婚葬祭式の施行等
資本金	1億円

2 違反事実の概要

(1) 日本セレモニーは、業として消費者から請け負う

ア 結婚式の施行に係るビデオの制作

イ 冠婚葬祭式の施行に係る司会進行、美容着付け、音響操作等の実施を個人である事業者又は資本金の額が5千万円以下の法人である事業者へ委託している（これらの事業者を以下「本件下請事業者」という。）。

(2)ア 日本セレモニーは、平成26年5月から平成27年11月までの間、本件下請事業者の給付の内容と直接関係ないにもかかわらず、本件下請事業者に対し、前記(1)の下請取引に係る交渉等を行っている冠婚葬祭式場の支配人又は発注担当者から、おせち料理、ディナーショーチケット等の物品（以下「おせち料理等」という。）の購入を要請し、あらかじめ従業員又は冠婚葬祭式場等ごとに定めていた販売目標数量に達していない場合には再度要請するなどして、購入要請を行っていた。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所下請課 電話 082-228-1501（代表） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp/

イ 本件下請事業者（144名）は、前記アの要請を受け入れて、おせち料理等を購入した（総額3302万1500円）。

(3) 本件下請事業者は、おせち料理等の購入に当たって、日本セレモニーの指定する金融機関口座に購入代金を振り込むための振込手数料を負担していた。

3 勧告の概要

(1) 日本セレモニーは、本件下請事業者に対し、前記2(2)の行為により、本件下請事業者が購入したおせち料理等の購入金額から当該おせち料理等の飲食物に係る仕入原価相当額を控除した金額及びおせち料理等の購入に当たって本件下請事業者が負担した振込手数料を速やかに支払うこと。

(2) 日本セレモニーは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。

ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第1項第6号の規定に違反するものであること。

イ 今後、下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、下請事業者に対し、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させないこと。

(3) 日本セレモニーは、今後、下請法第4条第1項第6号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者等に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講じること。

(4) 日本セレモニーは、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(5) 日本セレモニーは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。

(6) 日本セレモニーは、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置について、速やかに公正取引委員会に報告すること。

(株)日本セレモニー（親事業者） （冠婚葬祭式の施行等）

業として消費者から請け負う

- ・ 結婚式の施行に係るビデオの制作委託
- ・ 冠婚葬祭式に係る司会進行，美容着付け，音響操作等の実施の委託

おせち料理・ディナーショーチケット等の
物品の購入を要請し，
本件下請事業者は総額約3302万円
の物品を購入*した

本件下請事業者（144名）

公正取引委員会による 勧告の内容

- 本件下請事業者の購入金額から飲食物に係る仕入原価相当額を控除した金額等を本件下請事業者に支払うこと
- 今後，自己の指定する物を強制して購入させないこと等を取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備することなど

子会社5社に対する指導について

(株)日本セレモニーは子会社5社を通じて，おせち料理等の物品の購入を要請し，下請事業者は物品を購入した

指導の内容

- 今後，同様の行為を行わないことなど

* 物の購入強制・役務の利用強制

下請法は，正当な理由がないのに，親事業者が指定する物品，役務などを強制して購入，利用させることを禁止している。

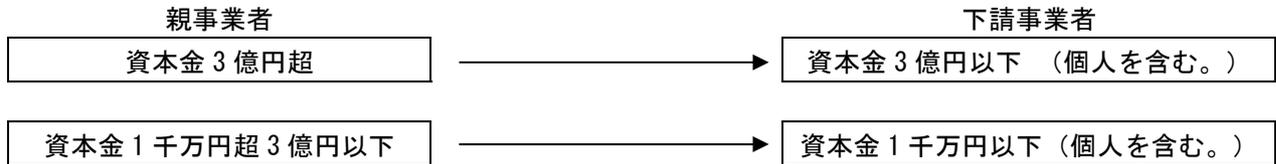
2 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

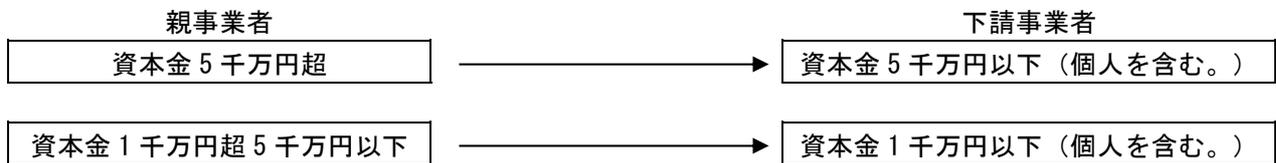
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送，物品の倉庫における保管，情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2，第3条，第4条の2，第5条）及び禁止事項（第4条第1項，第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

3 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二十号）

（定義）

第二条 （略）

3 この法律で「情報成果物作成委託」とは、事業者が業として行う提供若しくは業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合にその情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託することをいう。

4 この法律で「役務提供委託」とは、事業者が業として行う提供の目的たる役務の提供の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること（建設業（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第二項に規定する建設業をいう。以下この項において同じ。）を営む者が業として請け負う建設工事（同条第一項に規定する建設工事をいう。）の全部又は一部を他の建設業を営む者に請け負わせることを除く。）をいう。

5, 6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一, 二 （略）

三 資本金の額又は出資の総額が五千万円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者に対し情報成果物作成委託又は役務提供委託（それぞれ第一号の政令で定める情報成果物又は役務に係るものを除く。次号並びに次項第三号及び第四号において同じ。）をするもの

四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一, 二 （略）

三 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が五千万円以下の法人たる事業者であつて、前項第三号に規定する親事業者から情報成果物作成委託又は役務提供委託を受けるもの

四 （略）

9, 10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～五 （略）

六 下請事業者の給付の内容を均質にし又はその改善を図るため必要がある場合その他正当な理由がある場合を除き、自己の指定する物を強制して購入させ、又は役務を強制して利用させること。

七 （略）

2 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）